

研究テーマ： 城郭におけるバリアフリーの整備指標に関する研究・バリアフリーニーズと公共性の評価・	
研究代表者（職氏名）：助教 吉田倫子	連絡先（E-mail等）： nyoshida@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者（職氏名）：	

1. 研究の背景

少子高齢化による人口減少が指摘される我が国では、観光が経済活動の一翼を担う国の重要な政策に位置づけられている。団塊の世代が高齢者世代になることにより今後益々観光産業が発展していくと予想される。2007年に「観光立国推進基本法」が制定され、新たに高齢者への配慮が明記された。観光地でもあり、歴史的建造物を有する城郭では、増加しつつある障害のある来訪者への対応を迫られている。

しかし、城郭は来訪者のためにおしなべてバリアフリーの整備を行えばよいという単純なものではない。文化財保護法第1条では文化財の保存を目的とし、第4条では管理者に公開する努力を求めている。しかし、第43条では現状変更等の制限を行い、「保存に影響を及ぼす行為」をしようとする時は、文化庁長官の許可が必要となる。草薙ら(2003)¹は現状変更等の制限のより柔軟な対応を求めているが、それは単純なものではなく、「アクセスを確保することと保存することの折り合い」が課題である(多淵2003)²。つまり、保存と整備の何らかの基準が示される必要がある。金(2007)³は、その課題に取組み、来訪者の意向により自然環境や歴史的観光資源の保全とバリアフリーの整備のトレードオフについて調査し、整備の検討方法を明らかにした。確かに来訪者の意向は大変重要であるが、もう一方で現状変更等を実施している管理者の意向がバリアフリーの整備に影響を与えていると考えられる。そこで、城郭において文化財の保護とバリアフリーの整備の両立を図るために、どのような基準で現状変更等を行い、バリアフリーの整備を実施したか、ま

たどういった条件の下バリアフリーの整備が行えるか、管理者の意向を把握し、城郭におけるバリアフリーの整備の可能性を明らかにする必要がある。

本稿では、城郭のバリアとバリアフリーの現状を把握し、城郭の管理者の意向を明らかにし、全国の城郭を対象としたバリアフリーの整備の現状調査および管理者による意向調査を行うための基礎資料とする。

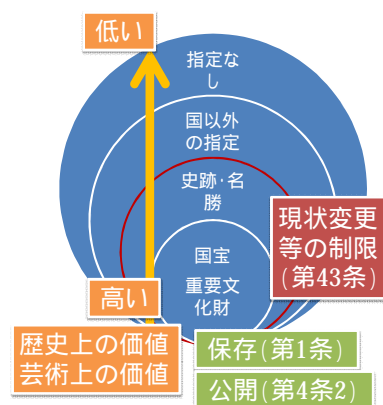


図1 文化財保護法と城郭の指定状況の関係

2. 研究の方法

城郭のバリアとバリアフリーの現状を把握するために、現地調査を行った。

また、城郭におけるバリアフリーの整備に対する城郭管理者の意向を把握するために、聞き取り調査を行った。

表1 調査の概要

調査	バリアフリーの整備の現状調査	城郭管理者によるバリアフリーの整備に対する意向調査
対象	首里城、備中松山城、宇和島城 他	城郭管理の担当者（主に文化財担当）
調査方法	現地調査	電話による聞き取り調査
時期	2008年8月～12月	2009年1月～3月
内容	バリアとバリアフリーの整備の現状 他	バリアフリーの整備の現状、バリアフリーの整備に対する意見 他

3. 調査の結果

3.1 城郭におけるバリアフリーの整備の現状

ここでは、首里城について報告する。前回の調査⁴(2002)では、首里城は原寸大の復元の城郭であるため、様々な個所にバリアフリーの整備がおこなわれていることが確認できた。今回の調査では、公園整備が進み、「書院・鎖之間」が復元され、観光できる範囲が広がっていた。

では、バリアフリーの整備についてみていくと、既に実施済みであった正殿においては、階段昇降機などの稼働率が高く、損耗が激しいという新たな課題が示された。その他、来訪者の安全を考え、さらに下り階段を増設していた。また、車いすが走行しやすいように、床材の変更を行っていた。新しく増設された「書院・鎖之間」においては木造による正確な復元であるため、バリアフリーの整備は行えないとのことであった。復元においても正確さがバリアフリーの整備に影響を与えることがわかった。

3.2 城郭管理者によるバリアフリーの整備に対する意向

城郭管理者のバリアフリーの整備に対する意向は大きく3つに分けられた。

一つは城郭が「特別史跡であることから、史跡の保存が第一である。そのため、復元施設の整備にあたっては、歴史的建造物としての復元が最重要であり、バリアフリーの視点はあまり重視していない」と示すように、保存を最も重要視する考え方である。この城郭が特別史跡にあたることから、文化財の指定状況が何らかの影響を与えているのではないかと考えられる。

バリアフリーの整備への意向がある意見としては、「バリアフリーを推進していきたいが現実的には文化財保護法の規制が厳しく対応は難しい。国の基準や法整備を進めてほしい」とある。何らかの基準があれば、整備が進めやすくなることがわかる。また「中世の山城郭で、人を寄せつけない険しさがあるため、バリアフリー整備は特に難しいところがある。ただ手す

りを設置したり、(略)最低限の配慮は大事である。しかし、財政的なバックアップがなければ現状では難しいのが現実である」と述べるように、資金についての問題があることがわかる。

しかし、資金や基準が整ったとしても、城郭の性格や立地が課題となることもあり、城郭が「峻険な場であり、訪れる人もそれを念頭においてこられている方々が多いのでバリアフリーとして歩きやすい状況を取り入れる事は城としての意義を薄くする可能性もある」と指摘している。城郭の立地等を考慮した上で、バリアフリーの整備を検討する必要がある。

4. まとめ

首里城ではより正確な復元が来訪者の訪問を妨げる事になった。

管理者の意向では、文化財保護法による保存、バリアフリーの整備の基準や資金、また城郭の立地や性格など管理者が多岐にわたる課題を抱えていることがわかった。

城郭の性質に配慮した段階的なバリアフリーの整備を検討する必要がある。

謝辞 本研究を実施するにあたり、城郭を管理する行政の方々にご協力いただきました。また、調査を実施するにあたり、兵庫県立大学 長坂俊秀氏の協力を得ました。記して、感謝申し上げます。

そして、本研究助成を踏まえ申請した結果、平成21年度科研若手研究(B)「城郭におけるバリアフリーの整備の可能性～障害者福祉と文化財保護の境界をめぐる～」として3年間の研究助成を受けることができました。本事業により研究の機会を得たことに感謝申し上げます。

注

1) 草薙威一郎、黒寄隆、他：建造物の文化財とバリアフリー化，日本福祉のまちづくり学会第5回全国大会概要集，2003

2) 多淵敏樹他：研究討論会(1)「文化財のアクセスとバリアフリー」，日本福祉のまちづくり研究，第5巻第2号，pp27-30，2003

3) 金 利昭：歴史自然観光地における観光資源の保全とバリアフリー整備のトレードオフに関する研究・偕楽園を事例として，日本都市計画学会都市計画論文集，No.42-3，pp157-162，2007

4) 宇高雄志、上村信行、斉藤倫子：文化財におけるバリアフリー装置の設置ガイドラインの検討，財団法人国土開発技術研究センター 研究助成報告，2002